

日行連発第 906 号
令和 3 年 10 月 7 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 水野 晴夫

外国語対応可能な士業のリストの新規登録及び情報更新時のお願いについて

平素より本会の運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

令和 2 年 12 月 28 日付、日行連発第 1289 号にてご協力をお願いいたしました、「外国人の法人設立・在留資格取得等を支援することができる「外国語対応可能な行政書士」について（お願い）」について、期限が短い中、早急にリストを取りまとめいただき、誠にありがとうございました。外国語対応可能な行政書士の一覧については、金融庁にて今年 3 月より開設している、国際金融センター特設ウェブサイト¹にて掲載がされています。

国際金融センター特設ウェブサイトが開設後、個別に金融庁へ新規掲載や掲載情報の変更・削除についてのお問い合わせがあり、事務効率化の観点から、今後については、本会でとりまとめた上で、総務省を経由して金融庁へ提出するというフローで運用することになりました。

また、当初ご案内した際は、年 1 回程度にリストの更新が行われるとのことでしたが、今後については、月 1～数回ペースでの更新となるようです。

つきましては、下記のとおりご案内しますので、「外国語対応可能な会員」へフォーマットを送付いただき、単位会で取りまとめの上、ご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 提出について：単位会で取りまとめの上、毎月月末までにご提出ください。

＜提出先＞日行連事務局 業務課 業務 3 係宛て

gyoumu3@staff.gyosei.or.jp

- 2 そ の 他：

- 「外国語対応可能」の点について、能力実証は困難であることから、会員の自己申告にお任せいたします。ただし、該当する業務について、概ね 3 年以上の実務経験を有していることを基準とします。
- 行政書士本人自身で対応できなくても、事務所（法人）として対応できれば可とします。

¹ <https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/index.html>

- 「事業者名」部分に「事務所名」を記載してください。単位会において、記載方法等について相談事項がございましたら、日行連事務局業務課業務3係までご連絡ください。
- 「対応可能言語」について、日本語は必須といたします。チェックをいただいてからご提出をお願いいたします。
- 「法人登記申請書類の作成及び申請代理」について、「司法書士の兼業者のみ」チェックが可能となっております。
- 会員からの回答は、単位会において1つのExcelデータにまとめるなどの加工作業は行わず、会員から提出のあった登録フォーマットを zip ファイル等でまとめてご提出ください。
- 個人情報の取り扱いについて、会員から公表についての承諾を得た上で、リストアップしてください。

以上

別添①：「外国語対応可能な士業のリストの更新時のご依頼」（金融庁からの依頼文書）

別添②：新規登録用フォーマット

別添③：登録情報修正用フォーマット